

# 名家連ニュース

令和4年3月26日(土)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.859号

## 「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」の検討情報 シリーズ②

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

### 精神保健福祉法上の入院制度等について②（主な検討事項）

#### 入院に関わる制度のあり方、患者の意思決定支援や患者の意思に基づいた退院後支援のあり方

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築しながら、精神障害を有する方等の地域生活を効果的に支援していくためにも、入院医療に関してこれまで検討が求められてきた課題について整理しておく必要がある。

- 患者の意思決定支援については、調査研究が進められているが、具体的な仕組みの整備には至っていない。
- 医療保護入院については、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」（以下「あり方検討会」という。）での議論を踏まえ、平成29年法案に以下の点を盛り込んでいたが、廃案に伴い、対応されないままとなっている。
  - ・ 医療保護入院における市町村長同意を、家族等が同意
  - ・ 不同意の意思を表示しない場合にも行えることとする。
  - ・ 医療保護入院等を行う際の書面で通知する内容に、当該入院措置を行う理由を追加する。
- 患者の意思に基づいた退院後支援については、あり方検討会での議論も踏まえ、平成29年法案に盛り込んでいた。その後、国会での審議を踏まえ、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」（平成30年3月厚生労働省障害保健福祉部長通知）を示しているところ、今後、同ガイドラインの実効性を高めていく必要がある。
- これらとあわせ、隔離・身体的拘束の最小化に係る取組について検討することとする。
- そのほか、虐待の防止に係る取組について検討する。



### 患者の意思決定及び意思の表明 についての支援

#### 精神保健福祉法上の入院制度等について③ （患者の意思決定及び意思の表明についての支援）

#### 現 状

- 新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム（第3R）「入院制度に関する議論の整理」（平成24年6月）において、いわゆる「代弁者」について提案されたが、どのような者が「代弁者」となるか、またその果たすべき役割が必ずしも明らかでなく、平

成25年精神保健福祉法改正の際、制度化が見送られた。

○ 「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書（平成29年2月8日）では、「医療保護入院や措置入院は、疾患による判断能力の低下により、治療に結びつきにくい精神疾患のある患者について、本人の同意に基づかない入院により治療を行う制度であるが、こうした制度の特性上、医療機関以外の第三者による意思決定支援等の権利擁護を行うことを検討することが適当である」とされたものの、具体的な仕組みの整備には至っていない。

○ 現在、調査研究により、制度化に向けた検討が進められている状況にある。

## 課題

○ 患者の意思決定及び意思の表明についての支援は、患者の権利擁護の観点に加え、家族の負担軽減に資すること、医療機関にとっても患者との信頼関係が構築され、治療を進めやすくなるというメリットが期待できる。患者の意思決定及び意思の表明についての支援の制度化に向けて、意思決定及び意思の表明についての支援を行う者が果たすべき役割や担い手を明らかにすることが必要となる。

## 精神保健福祉法上の入院制度等について④ （患者の意思決定及び意思の表明についての支援）

### 対応の方向性

意思決定及び意思の表明についての支援を行う者が果たすべき役割や担い手等については、今後の調査研究での検討を踏まえつつ、以下を基本とする方向で考えてはどうか。

#### ① 意思決定及び意思の表明についての支援を行う者が果たすべき役割

- 病棟を訪問し、本人と面会を行い、本人の話を丁寧に聞くこと
- 入院制度、本人の権利、精神医療審査会の仕組み、退院等請求や処遇改善請求の方法等を本人に分かりやすく伝えること
- 入院の経緯や入院後の状況、入院環境についての不安を聴くこと
- 本人が権利を行使する後押しをすること、本人が退院して地域でどのように暮らすかを定めるための情報を提供すること



#### ② 意思決定及び意思の表明についての支援の担い手

- ①の役割を適切に行えるよう、研修の受講による一定の資質が求められるのではないかな。
- 他方で、特定の資格を必須とすることなく、ピアサポーター、市民ボランティア、相談支援専門員、弁護士等、多様な担い手による支援が望ましいのではないかな。

#### ③ 対象者の範囲

- 優先的に取り組んでいく対象をどのように考えるべきか。
  - ・ 身寄りからの支援を見込むことが難しい市町村同意による医療保護入院者
    - ※ 届出数：年間約 7,500 件（衛生行政報告例）
  - ・ 非自発的入院である医療保護入院者・措置入院者
    - ※ 届出数：年間約 18.7 万件・7,300 件（衛生行政報告例）
    - ※ 患者数：約 13 万人・1,500 人（精神保健福祉資料）
  - ・ 在院期間1年以上の入院者 ※ 約 17 万人（患者調査）
  - ・ 入院者全て ※ 約 28 万人（患者調査）



次号では「医療保護入院」について掲載いたします